

京都市告示第 342 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 1 月 23 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
松ヶ崎 4 号線	左京区松ヶ崎小竹藪町 35 番地地先内	旧	メートル 4.00	メートル 5.72 ~ 5.82
		新	54.00	2.40 ~ 5.82
松尾御陵緯 6 号線	西京区御陵塚ノ越町 5 番地地先から 同町 15 番地の 2 地先まで	旧	26.90	2.50 ~ 3.00
		新	26.90	4.00 ~ 4.12
淀駅南側道線	伏見区淀池上町 129 番地地先から 同町 189 番地の 3 地先まで	旧	68.20	5.00 ~ 6.50
		新	63.50	5.00 ~ 8.00

(建設局道路部道路明示課)